

医療法人社団たつき会菅田医院

指定訪問リハビリテーション

(指定介護予防訪問リハビリテーション)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団たつき会 菅田医院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（以下「本事業所」という。）は、介護保険法で定める訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にあるお客様の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行い、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 本事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
2. 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
3. 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
4. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条

訪問リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称：医療法人社団たつき会 菅田医院 訪問リハビリテーション事業所

職種	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1名	0名	1名	医師（病院と兼務）
医師	0名	5名	5名	医師（病院と兼務）
理学療法士	2名	0名	2名	理学療法士
作業療法士	2名	0名	2名	作業療法士

(2) 所在地：広島県呉市川尻町東一丁目 21 番 1 号

(職員の職種、員数、職務内容)

第4条

医療法人社団たつき会 菅田医院 訪問リハビリテーション事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は以下の通りとする

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 医師

医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(3) 理学療法士等

理学療法士等は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し訪問リハビリテーションサービス（介護予防訪問リハビリテーションサービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下の通りとする。

(1) 営業日：月曜日～土曜日

※状況により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する場合あり

(2) 営業時間：午前8時30分～午後17時15分

(3) 休業日：日曜日及び12月30日～1月3日

(訪問リハビリテーションのサービスの内容)

第6条

訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示にもとづき、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適用能力の回復を図るための訓練等について 必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第7条

通常の訪問区域の範囲については、呉市川尻町・安浦町・仁方地域・広地域、東広島市黒瀬町の区域と

する。

※状況により、上記区域外であってもサービスを提供する場合あり

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する場合がある。
3. 交通費の徴収の際には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
4. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得たものに限り徴収する。
5. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。

(秘密保持等)

第9条

1. 個人情報保護法を遵守し、医療法人社団たつき会、並びに訪問リハビリテーションの個人情報の保護に関する基本方針（利用者範囲の明確化、適切な取り扱い、漏洩防止の確立、開示等の請求は誠意を持って対応）に沿って、個人情報を取り扱う。
2. 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさない。
3. 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。
4. 事業者は、利用者に医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
5. 第3項に拘らず、利用者にかかわる他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとする。
6. 利用者又は利用者家族の個人情報を用いることに関しては、利用者および利用者家族から同意を得ていることを原則とする。

(苦情処理)

第10条

1. 提供したサービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。
2. 提供したサービスに関し、利用者からの苦情に関して呉市等が行う調査に協力するとともに、呉市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(緊急時における対応方法)

第11条

従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第12条

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに呉市その他市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる、かかりつけ医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第13条

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき責任ある事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２ 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束適正化の取り組みについて）

第 16 条 事業所はサービスの提供に当たって、利用者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行いません。

（その他運営に関する留意事項）

第 17 条

１ 社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

２ この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は重要事項説明書に基づくものとする。

附 則

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この運営規程は、平成 29 年 4 月 17 日から改訂施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この運営規程は、平成 30 年 9 月 1 日から改訂施行する。

この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日から改訂施行する。

この運営規程は、令和 7 年 6 月 1 日から改訂施行する。